

福崎町キャラクター「フクちゃん・サキちゃん」着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 福崎町キャラクター「フクちゃん・サキちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用申込の提出)

第2条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ「フクちゃん・サキちゃん」着ぐるみ貸出申込書（以下「申込書」という。）を福崎町長（以下「町長」という。）に提出し、その承諾を得なければならない。

(使用承諾)

第3条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合、又はおそれがあるときを除き、着ぐるみの使用を承諾するものとする。

- (1) 福崎町の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反しするとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与えるとき。
- (5) 営利目的の活動に使用するとき。ただし、福崎町の観光 PR に繋がると判断される場合は、この限りでない。
- (6) その他、町長が着ぐるみの使用について不相当と認めたとき。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 火気及び危険物の近くで使用しないこと。
- (5) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (6) その他、町長が特に付した条件に従って使用すること。

(使用の承認の取消し)

第6条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、その使用者への貸与は行わない。

この場合、使用者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。

(原状復帰)

第7条 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(責任の制限)

第8条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、町長は一切その責めを負わない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日告示第 53 号)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 11 月 22 日告示第 157 号)

この要綱は、公布の日から施行する。